

## 研究活動の不正行為に対する試験研究の中止等実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構競争的資金事業実施規程（15規程第73号）第21条、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構基礎的研究業務委託規程（15規程第76号）第21条、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構民間実用化研究促進事業実施規程（18規程第95号）第22条及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構民間実用化研究促進事業委託規程（18規程第96号）第20条の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の所掌する事業のうち、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）が実施する提案公募型の研究支援事業（以下「研究支援事業」という。）において実施する試験研究について、研究活動の不正行為が発生した場合における措置等に関し定めることを目的とする。

### (対象事業)

第2条 この要領における措置等の実施は研究支援事業を対象とする。

### (定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「不正行為」とは、発表された研究内容の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。
- 二 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果を作成することをいう。
- 三 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 四 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- 五 「研究機関」とは、第2条に規定される事業から研究費を現在受けているか又は過去に受けていた国及び地方公共団体の直轄研究機関、独立行政法人、大学、財団法人、社団法人、企業等をいう。

六 各事業における「研究代表者」、「研究分担者」及び「研究実施者」は、別表1に示す者をいう。

七 「研究者」は、「研究代表者」、「研究分担者」及び「研究実施者」の総体をいう。

八 「悪意」とは、被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意志をいう。

(告発等の受付窓口)

第4条 生研センターにおける研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口は、生研センター企画部企画第1課（以下「告発窓口」という。）とする。

(調査等の実施方法)

第5条 生研センターは告発等のあった研究活動について、必要な調査及び不正行為の有無の認定を行うための機関（以下「調査機関」という。）を定めるものとする。

- 2 調査機関は、原則として被告発者が所属する研究機関とする。
- 3 生研センターは、前項に規定する研究機関を調査機関とすることが困難な場合には、調査機関として調査委員会を設置するものとする。
- 4 不正行為が行われたとして告発等があった場合の受付、調査の実施、行為の認定等については、別に定める対応マニュアルに基づき行う。

(調査に関する秘密の保持)

第6条 生研センターは、受付窓口寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表までの間、被告発者及び告発者の意に反して関係者以外に漏洩しないよう、関係者に対する秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 生研センターは、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公にすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、告発者又は被告発者の負うべき責により漏洩した場合には、本人の了解を得ずに公にすることができる。

(一時的措置)

第7条 生研センターは、不正行為があったとして告発を受けた研究について本調査を実施することを決定した後、調査機関から調査結果を受けるまでの間、被告発者が研究代表者又は研究分担者となる研究機関に対し以下の措置を取ることができる。

- 一 当該研究に係る研究費の使用停止
- 二 当該研究に係る研究費の交付停止（既に一部交付している場合の未交付分の交付停止を含む。）
- 三 既に別に被告発者から申請されている対象研究費について、採択の決定又は採択決定後の研究費の交付の留保

（措置の対象者）

第8条 不正行為があったとされた場合の措置の対象者は、次に掲げるものとする。

- 一 不正行為に関与したと認定された者
- 二 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容に責任を負う者として認定された著者

（措置内容の決定）

第9条 生研センターは、調査機関により不正行為があったと認定された場合には、当該不正行為に関して必要な措置の内容を検討する委員会（以下「措置検討委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 生研センターは、措置検討委員会の検討結果を受け、措置内容を決定する。
- 3 措置内容は、不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の不正行為への具体的な関与の度合いや不正行為があったと認定された研究における立場、不正行為を防止するための努力の有無等を考慮した上で決定するものとする。
- 4 措置の決定について、被認定者からの弁明の聴取及び措置決定後の不服申立の受付は行わない。

（研究費の打ち切り）

第10条 生研センターは、第8条に掲げる全ての者が所属する研究機関に対し、不正行為があったと認定された研究に係る対象研究費の交付を打ち切る。

- 2 生研センターは、第8条第一項第一号に掲げる研究者に対し、前項の規定により対象となる研究費以外の研究費の使用について、以下のとおり取り扱うこととする。
  - 一 第8条第一項第一号に掲げる者が研究代表者となっている研究については、研究全体に対する研究費の交付を打ち切る。
  - 二 第8条第一項第一号に掲げる者が研究分担者となっている研究については、当該研究分担者が所属する研究機関の研究に対する研究費の交付を打ち切る。なお、この際に、打ち切られる研究機関以外の研究の継続の可否

については、事案毎に措置検討委員会の検討結果を受けて決定するものとする。

三 第8条第一項第一号に掲げる者が研究実施者となっている研究については、当人による研究費使用を認めない。

#### (申請の不採択)

第11条 生研センターは、第2条に掲げる事業の新規課題採択において、第8条に掲げる全ての者が研究代表者となっている申請については、これを採択しない。

2 生研センターは、第2条に掲げる事業の新規課題採択において、第8条に掲げる全ての者が研究分担者又は研究実施者となっている申請については、当人を除外しなければこれを採択しない。

3 採択後に、当人を除外しないまま採択されたことが判明した場合、その採択を取り消すことができる。

#### (研究費の返還)

第12条 生研センターは、調査機関により不正行為があったと認定された場合、第8条に掲げる研究者が所属する研究機関に対し、当該研究機関と締結する委託研究契約に基づき、既に支払った研究費の一部又は全部の返還請求その他必要な措置を取ることができる。

2 生研センターは、第8条に掲げる研究者又は当該研究者が所属する研究機関に対し、不正行為により生研センターが被った損害について賠償の請求を行うことができる。

#### (申請資格の制限)

第13条 生研センターは、第8条に掲げる全ての者に対し、不正行為と認定された年度の翌年度以降、第2条に掲げる事業への研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究実施者としての申請を制限する。制限期間については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為への関与の度合に応じて措置検討委員会が別表2で定める基準に基づいて定める。

#### (通知)

第14条 生研センターは、この要領の規定により措置を行う場合には、第8条に掲げる研究者及び当該研究者が所属する研究機関の長に対し、措置の内容等が記載された通知文書を交付するものとする。

#### (措置内容の公表)

第15条 生研センターは、第10条から第13条までの規定に基づき、措置を決定した時は、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた対象資金に係る制度の名称及び当該研究費の金額、研究内容及び不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書等について、速やかに公表するものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等における不正行為に係る被認定者の氏名・所属については、公表しないことができる。また、告発者名については、原則として公表しない。

(情報の提供)

第16条 生研センターは、不正行為が発生し、第10条から第13条までに定める措置を行った時は、農林水産省を通じ、研究資金を提供する事業を実施する国の機関及び独立行政法人に対し、速やかに当該不正行為に関する情報を提供するものとする。

(他の制度により不正行為が発生した場合の取扱い)

第17条 生研センターは、他の機関が行う研究資金を提供する事業において不正行為があった旨の通知を受領した場合には、第9条に準じ必要な措置を行うことができる。

2 前項の規定により措置を行ったときには、第14条の規定に準じて通知文書を交付するとともに、第15条の規定に準じて、これを公表するものとする。

(措置内容等の公表)

第18条 生研センターは、不正行為に対する措置の内容及び対象となる者の範囲について、公募要領、委託契約書（付属資料を含む）等に記載することにより、研究者が予め内容を承知した上で応募、契約するよう必要な措置を講ずる。

(雑則)

第19条 この要領に定めるもののほか、不正行為が発生した場合の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

別表1（第3条の六関係）

	研究代表者	研究分担者	研究実施者
新技術・新分野創出のため	研究代表者	研究分担者	研究計画書に記

の基礎研究推進事業及びイノベーション創出基礎的研究推進事業				載された研究者
生物系産業創出のための異分野融合研究開発型	異分野融合研究開発型	技術コーディネーター	研究代表者	
融合研究支援事業	起業化促進型	総括責任者	研究代表者	
民間実用化研究促進事業		統括責任者 研究代表者 <sup>注1</sup>	研究代表者 <sup>注2</sup> 研究分担者	

注1) 全体の研究代表者

注2) 再委託先がある場合において、全体の研究代表者を除く各機関の研究代表者

別表2 (第13条関係)

対象資金への申請を制限する者		不正行為の程度	申請制限期限	
不正行為に関与したと認定された者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者	当該論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	3～5年
	3 1及び2を除く不正行為に関与したと認定された者		2～3年	
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為	2～3年	

責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	の悪質性が高いと判断される場合	1～2年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	

附 則

この要領は、平成19年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。